

会議の要点録（令和6年4月10日）

（1）議会基本条例について

パブリックコメントの最終回答案を意見交換。軽微なものについては会長一任とし、事務局から議長に対し決裁を行い、パブリックコメントの結果をホームページに掲載することとした。

（2）その他